

旧統一教会に対する債権申出

のための 110 番（全国一斉電話相談会）

（※大分は12時～16時で実施）

2026年 8月28日（金） 10時～16時

予約
不要

相談
無料



- ・ナビダイヤルでお近くの弁護士会につながります（※）
- ・特設番号のため、8月28日以外は利用できません。
- ・通話料金がかかります。050IP 電話からは利用できません。

0570 - 200 - 828

旧統一教会に対する債権申出についてのご相談を
弁護士が無料でお受けします。

旧統一教会に財産的・精神的な被害に関する損害賠償等を求める方は、清算人に対して
ご自身の債権を申し出る必要があります。

その申出期間は2027年5月20日までとされており、被害回復のほぼ
最後の局面を迎えています。

清算人に対して債権を申し出るには、ご自身の被害状況をまとめる必要があります。

債権申出の
手続がよく
分からない

数十年前の
被害でも
請求できる？

被害を裏付け
る資料は手元
にないけど申
出できる？

親が信者の
ために、大
変つらい思
いをした

（※） 弁護士会によって、電話相談を実施していないことや実施時間が異なることがあります。その場合は他の地域の弁護士会に繋がるように設定されています。実施している弁護士会の一覧は二次元コードからご覧ください。

【個人情報の取扱い】 御提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会の個人情報保護方針に従い厳重に管理し、「旧統一教会に対する債権申出のための110番」の運営のために利用します。提供に同意いただいた方の個人情報に関しては、弁護士会及び全国統一教会被害対策弁護団に提供する場合があります。なお、個人情報は、統計的に処理・分析し、その結果を個人が特定されないような状態で公表することがあります。

「旧統一教会に対する債権申出のための１１０番」実施弁護士会一覧

2026年8月28日(金)10時～16時



0570-200-828

- ・こちらの番号は特設番号です。8月28日以外は御利用いただけませんので御注意ください。
- ・ナビダイヤルでお近くの実施弁護士会につながります（実施弁護士会によっては、実施時間が異なる場合がありますが、その場合は他の地域の弁護士会につながるように設定されています。）。
- ・通話料金がかかります。050IP電話からは御利用いただけません。
- ・回線混雑等の事情によりつながりにくい場合もございますのであらかじめ御了承ください。

実施弁護士会		実施時間
1	北海道	札幌
2		函館
3		旭川
4		釧路
5	東北	仙台
6		福島県
7		山形県
8		岩手
9		秋田
10		青森県
11	関東	東京三弁護士会
12		神奈川県
13		埼玉
14		千葉県
15		茨城県
16		栃木県
17		群馬
18		静岡県
19		山梨県
20		長野県
21		新潟県
22	中部	愛知県
23		三重
24		岐阜県
25		福井
26		金沢
27		富山県
28	近畿	大阪
29		京都
30		兵庫県
31		奈良
32		滋賀
33		和歌山
34	中国	広島
35		山口県
36		岡山
37		鳥取県
38		島根県
39	四国	香川県
40		徳島
41		高知
42		愛媛
43	九州	福岡県
44		佐賀県
45		長崎県
46		大分県
47		熊本県
48		鹿児島県
49		宮崎県
50		沖縄